

(別添)

写

金 検 第 2 2 0 号

平成 25 年 3 月 29 日

検査監理官
統括検査官
特別検査官
上席検査官
専門検査官
金融証券検査官

} 殿

金融庁検査局長 桑原 茂裕

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」
の失効等に伴う「金融検査マニュアル」等の一部改定について

「金融検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」
については、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）」の失効等に伴い、[別紙 1](#) 及び [別紙 2](#) のとおり改定することとしたので了知されたい。

なお、本通達については、同法の失効の日の翌日（平成 25 年 4 月 1 日）以降
を検査実施日とする検査について適用する。ただし、同法附則第 2 条第 1 項の
規定により同法の失効の日後もなおその効力を有するとされた、同法第 4 条第
1 項に規定する申込み、同条第 2 項に規定する確認及び同条第 3 項に規定する
求め並びに第 5 条第 1 項に規定する申込みに係る事案については、同法の失効
の日後においても改定前の「金融検査マニュアル」等（注）を適用する。

（注）改定前の「金融検査マニュアル」金融円滑化編チェックリストのうち、Ⅰ． 1． ②
ト．、Ⅱ． 1． (1)②ル． 及びヲ．、Ⅱ． 1． (1)③ト．、Ⅱ． 1． (2)① (ii)、Ⅱ． 1． (2)
④、Ⅲ． 1． ③及び④、Ⅲ． 2． ③ (viii) 及び (ix)、並びに改定前の「金融検査マニ
ュアル別冊〔中小企業融資編〕」のうち、検証ポイント 5． (2) ロ． の「中小企業者
等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関す
る指針」の引用部分。